

理的ではなからうかというふうに考えているわけ
でございませう。

○稲葉誠一君 そうすると、法務省設置法の場合
はどうなっているのですか。それは制度的なもの
は別にならぬですか。これは一本ですか、制度的な
ものと職員定数と。

○政府委員(鹽野宏藏君) 一本でございませう。こ
れは各省をいう形になっております。

○稲葉誠一君 それはどういふわけなんですか。
か、そつちが一本であつて裁判所のほうは二本に
なつてゐるというの。裁判所は違ふといふは違
うでしやうけれども。

○政府委員(鹽野宏藏君) たとえば法務省設置法
といふようなものと裁判所法とは多少性格が違つ
てゐるのではなからうか。まあ申してみますれば、
法務省設置法は、さらにその上に行政組織法とい
うような基本的な法規がかぶつてゐるわけござい
ますが、それを含めたものが裁判所法という形に
なつてゐるのだらうと思ひますので、多少行政各
省の設置法の場合と裁判所法の場合には性格の
違つたものがあるといふふうに考へております。

○稲葉誠一君 それからたとへば裁判所の管轄や
何かをきめる場合は、これは単独法でいってゐる
わけですね。裁判所の管轄の変更とか設立と
か、そういうふうなものなども裁判所の一つの基
本制度になるのだと思ひますが、これは裁判所
法の中で改正といふ形をとらないで単独立法に
してゐるのはどういふわけなんですか。

○政府委員(鹽野宏藏君) 下級裁判所の設置、管
轄区域等につきましては、御承知のとおり別の単
独法ができてゐる次第でございませう。これは、御
承知のとおり、この法律は管轄区域を示すために
非常にこまかな一覧表になっておりますので、こ
れをいふ申しましたような基本法である裁判所法
の中に織り込んでいくことになりませうと、
裁判所法の形が非常にこまかな形になります。そ
れから管轄の問題につきましては、たびたび市町
村の統廃合等がございまして、そのたびに手当て
をしなければならぬという問題がございませうが、

そういう場合に、その基本法である裁判所法を
一々いじることより、その分だけを特別
立法の形にしておきまして、それをそのつど動か
していくといふことのほうが形がすっきりするの
じやなからうかというふうな考へ方を持つており
ます。

○稲葉誠一君 それはそのとおりだと私も思ひの
ですが、そこで、裁判所法がいままでどういふ
うに改正されてきたのか。これは何か表でもあり
ましたか。どういふふうなことでいまでも改正さ
れてきたんでしやうか。

○政府委員(鹽野宏藏君) 裁判所法の改正経過で
ございませうが、これは前回御審議いただきました
裁判所職員定員法に關連いたしました政府から関
係資料として御提出いたしました資料の中に改正
経過を詳しく記載してございませう。この資料の中
の五でございませう。非常にこまかい技術的な問題
から内容のむずかしい問題まで年度を追つて順に
一覧表にいたしておきまして、御必要がござい
ますれば、御要求がございませうすれば、その内容に
ついてさらに御説明申し上げます。

○稲葉誠一君 これを見ると、簡裁の裁判権の拡
張なども裁判所法の改正でいってゐるわけですが、
これはこのとおりだと思ひますが、事物管轄
を今度広げるといふ話があつたのですが、これは
提案されてゐないのですか、それはやるとすれば
やっぱり裁判所法の改正といふ形でいくわけだ
か。

○政府委員(鹽野宏藏君) さうでございませう。

○稲葉誠一君 昭和二十四年七月一日から新たに
裁判所書記官が設けられたのですか。そうする
と、その前はどういふふうになつておつたのです
か。

○政府委員(鹽野宏藏君) 裁判所書記官という官
職が設けられたのは、ただいまお話しした昭和
二十四年からでございませう。そこで、それ以前は
それじやないでいたかと申しますと、裁判所
事務官の中から最高裁判所の定めたところにより
各裁判所が裁判所書記を補すといふ形になつてい

たわけにございませう。

○稲葉誠一君 それがどういふふうな合理的な理
由から——これは法律第七十七号ですか、で改
正されるようになったんですか。

○最高裁判所長官(寺田治郎君) 裁判所の
内部の制度の問題でございませうので、便宜裁判所
のほうからまずお答えさせていただきますと存じ
ますが、御承知のとおり、裁判所の書記の仕事と
いふものは、まことに程度の高いものでございま
す。そうして、裁判所法では、記録その他調査等
の作成、保管その他の事務といふことになつてお
りまして、私も俗にこれを書記官の調書作
成事務その他の書記事務といふものは、これは法
律的にもかなり程度の高いものであり、またかな
り技術的なものでございませう。そこで、先ほど鹽
野部長から説明がありましたように、事務官の中
から補するといふ制度がよいのか、あるいは別個
の書記官という官職を設けるほうがよいのか、こ
れはむろん考へ方としては両方あり得るところで
ございませうが、私も私といたしましては、やはり
書記官の地位の特殊性といふものにかんがみま
すれば、単なる補職といふことではなしに、独立し
た官職といふことにして、それに伴う任命資格、あ
るいは教育、あるいは待遇といふいろいろな面
で十分なることをするためには、補職では十分であ
る、別個の官職を設けるべきである、大まかに申
しますれば、こゝろから考へ方から書記官とい
ふ独立の官職を設けたいと思ひまして、従来の補職
といふ制度から一歩前進したと、こゝろからいふ
わけ合ひになるわけにございませう。

○稲葉誠一君 そうすると、裁判所法ができたの
は昭和二十二年ですか、そのときにそれじやないで
裁判所書記官といふものが当然設けられなかつた
んでしやうか。

○最高裁判所長官(寺田治郎君) まことに
ごもつともお尋ねでございませうが、これはまあ
私も当時直接關与しておつたわけではございま
せんので、いろいろな資料で検討いたしておる

わけにございませうが、御承知のとおり、敗戦にな
りまして、その後憲法が改正される、そうして憲
法の付屬法律として裁判所構成法を裁判所法に改
める、この作業といふものは、きわめて短い期間
の間に、しかも非常に大きな改革であつたわけに
ございませう。で、ほかの方面でもさうでございま
しやうが、特に司法の分野におきましては、従来
の大審院といふものが最高裁判所になつて完全に
政府から独立すると、こゝろからいふことでもござ
いまして、その裁判所法の改正の作業といふもの
は、非常に大きなことをきわめて短い時間によ
るといふことで行なわれまして、その關係で、ま
あこゝろ言つてはなんでもございませうけれども、書
記官とか事務官のようにならうとこゝろまで十分な配
慮が行なわれなかつた。むろん検討はされておつ
たわけにございませうが、それについて直ちに
結論を出すといふところまで審議が熟しておらな
かつた。これはいろいろ裁判所法の改正の経過を
見ますと、やはり裁判所法は非常によくできては
おりませうけれども、急いでつくつたものであると
いふ点が出てまいりまして、さういふふうな
いろいろな観点がございまして、二年ばかりたちまし
てからあらためてこゝろからいふふうに変えた、こゝ
ろからいふことにならうと見受けられるわけにござ
いませう。

○稲葉誠一君 独立した官職だといふ意味はどう
いう意味なんですか。事務官から独立したとい
ふ意味もあるし、裁判官から独立したといふ意
味もあると思ひますがね。

○最高裁判所長官(寺田治郎君) むろんそ
の意味もございませうけれども、ただ、それは従来
戦前でも裁判所書記といふものは判事とは一応別
個の官職であり、しかも一定の限度において独立
した職務をしてゐるわけにございませう。すべての
点で独立ではございませうけれども、一定の限度
では独立した職務を行なつてゐる、また、一定の
限度では裁判官の命に服する、こゝろからいふ
わけにございまして、その点は特に戦後変わったわけ
ではない、こゝろからいふふうには解いたしてござ
いませう。

○稲葉誠一君 その独立したといふの意味が、

○稲葉誠一君 その独立したといふの意味が、

一定の限定ではということ、これはちよつとこまかい点になるかも知れませんが、裁判官の命の及ばない仕事の範囲という職務の範囲というものが書記官にあるんだと、こう思うんですがね。だから、裁判官がこういふふうにしると言つても、それを断ることができるといふか、自分の権限として裁判官の命の及ばないところの職務権限というものが裁判所書記官に与えられておるんだと、こう思うんですが、それはどういふ点なんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まあごく一例を申し上げれば、たとえば執行文の付与というふうなものは、書記官が自己の判断においていたすものでございませう。その執行文の付与につきましても、たとえば敷通付する場合には裁判長の命を受けるとかいうような規定もございませうし、そういう意味合いでは一〇〇%独立というわけでもないと思ひます。しかしながら、まあ一定の限度では独立しておると、こういうことになろうと思ひます。

なお、また、調書の作成につきましても、一応は自己の判断で作成するわけにございまして、これは裁判所法にもございまして、裁判官の命令がございまして変更をしなければなりませんけれども、その変更についてはまた自己の意見を書き加えるというふうな権限が与えられている。これもまあその限度において自己の主張ができる、意見が述べられる、その限度で独立であると、こういうふうなわけ合ひになつておるようございませう。

○稲葉誠一君 問題になるのは、検証調書なんかの場合によく問題になると思ひます。検証調書などの場合に書記官の権限と裁判官の権限というものはどういふふうに通つてきているのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいまの稲葉委員の御質問は、たいへん専門的な非常にむずかしい問題に触れてまいつておりまして、私もここで即座に明快なお返事がしにくいわけにございませうが、まあ検証というものは本質的には裁判

判官の認識を付したものが検証の結果であるというところになれば、裁判官の認識の結果を記述するものが検証調書でなければならぬというふうな考えられるわけにございませう。したがつて、たとえば合議体で検証した場合には、その合議の裁判官の認識の結果が分かれれば一体どうなるかという問題もあるわけにございまして、その辺は非常にむずかしい問題になつてまいらうかと思ひます。しかしながら、その検証の結果、認識したところが書記官の認識と違ふ場合に、一体調書上どういふふうにしていくかということになりますと、なかなかこれは法律問題としてむずかしい問題であらうと思ひますが、検証の結果が裁判官の認識をあらわすものであるとすれば、やはり裁判官の認識を記述すべきものではないか。しかしながら、書記官がそれについて違ふ認識を持つておれば、またその違ふことを書くということもある程度認められてよいのかも存じます。その辺は非常にむずかしい法律上の問題ではなからうかというふうな考へていくわけにございませう。

○稲葉誠一君 あまりむずかしい法律問題になつてきまして、この法案と直接のものでもありませんから、その程度にしておきますけれども、昔から非常に議論のあるところで、定説があるといへばある、ないといへばないようなところなんです。これはまあ別な機会にしたいと思ひますが、いろいろな点で今後検証調書の場合における裁判官と書記官との職務権限の差といふことが、それがどういふふうな上下の關係といふものになつてくるかというふうなことも非常にむずかしい問題になつてくると思ひますがね。これは一つは裁判の結果を左右するということも現実起きてくることを考へられるので、これはまあきよりの質問の議題ではありませうから、この程度にしますが、いま一定の限度では独立しているという一定の限度というのはいくつと何と何なのか。それに限定をされるのか、あるいは限定をされないでそれ以上のものがあるのだというのか、この点はこれはいまだなくてむづかしいと思ひます。

よ、ちよつとここですぐというわけにいかないと思ひますが、どういふふうな一定の限度の職務の権限というものを独立して書記官なり書記官補が持つてゐるのか、こういう点についてこれは何かできれば統一した形で表なり何なりを出していただければと、こう思ひますが、いまだ明確なものがあるればそれでもけっこうですけれども、相当研究しなければならぬということならば、きよんでなくてけっこうだ、こういうふうな思ひます。その点はどうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) たいへんむずかしいまた重要な問題でございませうから、あるいは詳細な資料を提出したほうがよいかも知れませんが、抽象的にはただいまもお答え申し上げられるわけにございまして、これは要するに法律にはつきりした規定のございませう場合にはその書記官の権限になるということにございませう。それは、たとえば裁判所法の六十条の二項にも「書類の作成及び保管その他の法律において定める事務を掌る」との限度におきまして、たとえば書類の作成につきましても一〇〇%自己の権限において行なうということになるわけにございませう。ただ、この書類の作成そのものではなく、そのあとで裁判官の変更命令の規定がございまして、その限度で修飾されてまいりますけれども、そのワクの中では一〇〇%できるということになりまして、それから先ほどちよつと一例を申し上げました民事訴訟法の規定がございまして、そういうふうなそれぞれの法律で規定のございませうところにおきましては、これが権限がある、独立である、こういうことになるわけにございませう。ただ、それを網羅的に洗い出しますということになりますと、あるいは少しおひまをいただきたいほうがいいかと存じます。

○稲葉誠一君 これは非常にむずかしい問題で、基本的な問題になつてきて、いままでも相当議論があつたところだと思ひますが、網羅的といふのか、もう少ししっかりとした形で統一的に整備して資料を出していただきたいと思います。これは

いまでもすぐというわけにはいきませんが、相当日にちをはかると思ひますが、決してこの法律案を延ばすとかんとかいふ意味でなくてこれはかかると思ひますから、来週にでも出していただきたい、そういうふうな思ひます。四、五日かかりませうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは私も手元にはできておりますので、すぐ提出いたします。ただこの場に用意いたしておらないわけにございませう。

○稲葉誠一君 では、あとで出していただくことにして、問題は、書記官ができた。ところが、書記官の研修所というのはそのときできなかったのです。次の年にできたのですか。これはまたどういふわけなんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、先ほどの鹽野部長からお話しの資料の中の七番のところにご覧いただきます昭和二十五年の法律で設けたいだいたひでございませう。

○稲葉誠一君 それはわかつたですけれども、どうして一緒にできなかったのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これもその当時の資料で見ただけでございませうが、やはり予算その他の關係もございまして、こちらの体制を整えるということではなかったかと見受けられるわけにございませう。

○稲葉誠一君 前の裁判所構成法のときには、裁判所書記といふのは一本だったのですか、事務官という制度はなかったのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そのとおりでございませう。一本でございませう。

○稲葉誠一君 それが裁判所法ができたときにも一本であつて、できて二年くらいたつてから分けたというのですが、分けたことによつて書記官と事務官との職務は違つてきたといふことはわかりましたが、待遇などでも相当差が出てきたのですか、その当時。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 戦前が一本であつたことは、先ほどお尋ねがあり、申し上げ

げたとおりでございますが、戦後当初から一本であつたという表現はあるいはやや不正確かと存じます。つまり、事務官の中から裁判所書記を補するといふ制度でございますから、裁判所書記に補されない者はやはり事務官であつた、補せられた者は裁判所書記たる事務官である、かういふ意味ではいゝわば二本立てでもあるわけでございます。別個の官職でなかつたという意味では一本でございます。補職の關係では二本になつておつたわけでございます。そうして、二十四年の法律ではつきり別個の官職として二本立てになつたわけでございます。これは当然任命資格、教育その他を區別するといふことが前提になつておりますので、待遇も違つておつたわけでございます。

○稲葉誠一君　ですから、そのときどういうふう
に待遇が書記官と事務官とが違つてきたのでしょ
うか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 現在、い
わゆる号俸調整という問題があるわけでございます
す。当時はまだ号俸調整という制度はなかったわ
けでございます。したがって、そのときにおけ
きまして書記官といわゆる事務官との給与の違い
と申しますのは、当時はいわゆる十五級の職務の
給与という時代でありまして、古いことでよくは
存じておりませんが、大体当時におきまして一級
上の等級に格付けされるといふような関係になっ
ております。

○稲葉誠一君　そうすると、そのときに、裁判所書記官というのは何名くらい設けられたのですか、それから書記官補というのは何名……。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 発足當時は、書記官が二千百三十九人、官補が二千四十九人でございました。

○稲葉誠一君　そうすると、そのときに、書記官になる、書記官補になるといふのは、事務官の中からどういふふうな形で選んだのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは先
ほど来書記官の問題を申し上げておりまして、書

いますが、先ほど来申上げましたような趣旨におきまして、書記官というものを非常に地位の高さ、専門的な高度の職務内容を持ったものとする、ということと設けられましたけれども、一面におきましては、そういうものに充てておくべき実際の職員というものが必ずしも十分には当時備わっておらなかったわけでございます。これは終戦直後の一時点でございますので、やむを得なかったと考へられるわけでございますが、そういう關係で非常に高い理想を持って書記官制度というものを発足にはいたしておりますものの、実際にその中身には盛り込むところの人材という点から不十分な点がある。しかしながら、裁判所事務というものは一日もゆるがせにできませんし、むしろ書記官の仕

事で一日もゆるがせにすることはできませんので、書記官補という制度を設け、さらになお代行制度というものを設けて、官補であるけれども当

分の間書記官の仕事ができる、こういう制度になつたわけでございます。したがいまして、その当時、いわゆる裁判所書記たる事務官の中で学歴、経歴、あるいは経験、実力その他において上位にあるものが書記官に任命せられ、下位にあるものが書記官補に任命せられた、こういうふうにも定員を振り分けて任命される、こういう關係になるわけでございます。

○稲葉誠一君 裁判所書記官、書記官補のその振り分けは別にして、全体の事務官の中から書記官か何かの希望を募ったという形なんですか、それ

とも、書記に補せられた者をそのまま書記官にしたと、こういう形ですか。

○最高裁判所長官代理人(宮崎啓一君) 新しい裁

判所書記官制度ができる直前の時点でそれじゃ裁判所事務官の中から裁判所書記に補せられた書記が何名おりましたかという点でございますが、それは三千五十五名おったわけでございます。ところが、新しく裁判所書記官制度が発足いたしましたのでできました裁判所書記官の定員は、いま総務局長から御説明申し上げましたように、二千百三十

記の總數から千三百六十六人少なくなつた人員が書記官としたおつた。したがひまして、従前の書記の中で、いま總務局長が申し上げました経験年數、あるいは従前の裁判所書記の登用試験をいつ通つたかといふうな点を勘案いたしましたして、従前の書記の中から上のクラスの人を裁判所書記官に発令しまして、それ以外の方は裁判所書記官補のほうに発令した。したがひまして、当時の裁判所法の改正法の附則におきまして、書記に補された方で書記官になれないものは、事務官になつて、それは書記官補を兼任をされる、そのようにしたしか附則の経過規定を置いておつたように記憶しております。

○稲葉誠一君　裁判所のこととは非常に複雑でわか

りにくいんですね。書記官あり、書記官補あり、代行あり、事務官あり、調査官あり、調査官補があるというので、普通の人ではとてもわからない

い、私らもよくわからないのですが、そこで、ここにあります「書記官補に裁判所書記官の職務を行なわせる」ということは、最高裁判所の何でできたのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 基本的に裁判所法の附則にございまして、その附則に基づきまして最高裁判所の規則でできておるわけでございます。

○稲葉誠一君 それは何条ですか。
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは裁判所法のほうは附則でございます。附則が改正の

つどふえていくような形でございますが、さしあたりいま問題になっておりますのは、昭和二十四年六月一日法律第百七十七号、裁判所法の一部改

正による附則の第三項でございます。

○稲葉誠一君 規則——ルールのほうは……。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 規則は、昭和二十四年六月二十九日裁判所規則第十一号、裁判所書記官補の職権の特例に関する規則という単行の規則でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、今度は、その附則

関係ないでしよければ、それも廃止になるわけですか、それに伴つて。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) そのとおりでございます。御提案いだいております裁判所法の改正法の附則の第三項で、裁判所法等の一部を改正する法律の一部改正として、「附則第三項を削り、」となっております。

なお、規則は、この法律が制定されますれば直ちに廃止の手続をとる手はずになっております。

○稲葉誠一君 附則を削ることになっているのですか。ちよつとわからないのですが……。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) ここで御審議いただいております法律案の附則の3というところでございます。

○稲葉誠一君 四項を三項にするわけですね、
削つて。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そうでござい

ざいます。

○稲葉誠一君 それはわかりました。

そのときに、すべての人を書記官にするなりあるいは書記官補にしても、書記官補の人全部が代行になったのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは最高裁判所が認定いたしましたして、一定の資格要件と申しますか、実力を備へた者のみを代行にして

おったわけでございまして、全員ではございませ
ん。

○稲葉誠一君　その辺がまた非常に複雑になって

くるわけですが、書記官と書記官補ができた、書記官補の中から一部の人を最高裁が認定して裁判所書記官の代行にしたと、こういうことになる

思うのですが、その当時は書記官補の中からどの程度を代行というふうに認定したのですか。また、認定するについての根拠といえますか、どういふふうにして認定しているわけですか。

○最高裁判所長官代理人(宮崎啓一君) 大体、当時、裁判所書記の方々の中で、書記になられて原則として一年六月以上たつておる方であります。

て発令する必要があるという場合に、形式的な基準としては、いま申し上げました一年六月以上経過してあるというふうな線ではばったわけであり

ます。

○稲葉誠一君 一年六月経過している人は、みんな代行になったのですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 一年六月経過しているというのが代行指名をするための絶対的に必要な要件であります。ところが、代行指名をするかどうかという問題は、いま申し上げました最高裁判所規則におきましては、必要があるという場合で、具体的に裁判所で書記官の総数が足りないというところから、代行でまかなわなければいけないという必要な人員の限度内で代行を指名するというふうなことになるわけでありま

す。

○稲葉誠一君 書記官補の中で、そうすると、代行になった人と代行にならない人との割合はどういうふうになっておりますか。何か資料がありましたね。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 現在は代行書記官という人は一名もございません。

○稲葉誠一君 現在ないのは、これはわかってい

るのですが、何か表がありましたね。

○政府委員(鹽野宜慶君) 「裁判所法の一部を改正する法律案参考資料」という資料を差し上げて

ございますが、その一番最後の表に最近の状況が記載してございます。

○稲葉誠一君 そうすると、裁判所書記官補の中

で大体九割くらい代行していたわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そうでござ

います。

○稲葉誠一君 そうすると、代行になると、具体的に仕事の範囲がどういうふうに進むのかということ、それから給与の面で違ってきたんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 代行になりますと、先ほど申し上げました裁判所書記官補の職権の特例に関する規則というものが、これは裁

判所法の附則が前提でございますが、これによりまして、「裁判所書記官の職務に關し、当該裁判所の裁判所書記官の権限を有する」ということになりまして、大体において裁判所書記官の権限は全部である——あとで申し上げますように全部ではございませんが、大部分のものができると、こういうことになるわけでございます。裁判所書記官補は、これは単に書記官の補助をするだけでございますので、これはきわめて程度の低い仕事、補助する仕事をするだけでございますが、代行書記官補になりますと、ほとんど書記官と同じ権限を持つということでございます。これは免足當時は完全に同じであつたわけでございますが、その後裁判所法六十条三項の改正がありまして、いわゆる調査事務というものが書記官の職務の内容になつてまいりました。これはまたさらに程度の高い仕事であるということから、この点は代行書記官補からははずしてございまして、それ以外については書記官の権限を完全に行なうということでございます。

○稲葉誠一君 この表を見ると、ほとんど九割以上の者が裁判所書記官補であつて代行しているのですから、現実にはこれをもつと早くやめるならやめて、全部を裁判所書記官という形にはできなかったのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まことに

ごもつともな御意見でございます。まあ私どもとしても大いにその点で努力してまいつたわけ

でございますが、何と申しまして、終戦後裁判所の仕事に非常に拡張され、それに伴つて裁判所書記官の定員というものが逐次かなりふやして

実力を備えた人を養成するという問題が、毎年裁判所書記官研修所から卒業した者、あるいは書記官昇任試験を通じてまいります者で補充をいたしてまいりまして、これを相当高い程度のものにしほつておりました関係で、なかなか充足しないというふうな面がございまして、そういうことでややおくれてまいつておつたわけでございます。しかしながら、先般来、研修所の教育も非常に進んでまいりましたし、また、昇任試験で合格する者もふえてまいり、そして先般来の国会の御支援によりましていわゆる書記官補から書記官への切りかえということが行なわれまして、書記官の定員がふえてまいりました。そういうことで、ちょうど人材もふえる、定員もふえるということ、やつと代行制度を廃止できるという見通しが立つに至つたわけでございます。

○稲葉誠一君 この表を見ると、現実にはもう裁判所書記官補というものはないわけですね。いつからなくなったのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 書記官補

は、先ほど鹽野調査部長から指摘のありました表の中に、三十九年度というところにご覧いただけます。二百三十九人、これは昨年の十二月一日現在の数字と理解いたしておるわけでございますが、カッコの中で代行書記官補はゼロでございます。四十年度は、これはそこに「予定」と書いてありますように、この法律が通過すればということになるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、いまいる二百三十九

九名の書記官補ですね、これがどういうふうになるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) この二百

三十九人と申しますのは、これはすべての現在書記官研修所に入所中の者でございます。従来、書記官研修所には書記官補を入所させておりましたので、書記官研修所に入つておる者が書記官補の肩書きと申します資格を持つて研修を受けているわけでございます。しかしながら、これは当然

逐次卒業してまいりますわけでありまして、三十九年

度末にも百四、五十人程度は卒業することになりますので、そういったすれば、これは卒業すれば当然書記官になるから書記官補ではなくなるわけ、あとはつまり四十年度に研修所に在在する百名足らずの者が、これが書記官補ということにまあ何ら手を打たなければそのままで研修所在の百人ぐらゐが残ると、こういう計算になるわけでございます。

○稲葉誠一君 代行していた者がすべて書記官にならなくて、一部分の者だけが書記官になつて、代行の中から書記官にならないで、まあ落とされたといひますか、そういうふうな者があるというふう聞いていますか。それはどういふのですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 昨年のいわゆる切りかえで大体六百九十人ぐらゐの予算の組みかえ措置ができたわけでございます。したが

いまして、その関係で昨年度大体六百六十名特別研修の方式によりまして研修を施した結果書記官に昇任された。その場合に、代行書記官として

は大体七百名を若干上回るぐらゐの数字であつたわけでございますけれども、その中の大まかに申しますと三百五、六十人程度が書記官のほうになりまして、残りの半数近い人員は裁判所事務官のほうに振りかわつたわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、その場合、これはまたあとで聞きますが、いわゆる六百三十九名の通達というのによつてそれが行なわれたわけですか。

代行制というよりなものを設けなくても、書記官の資格のある人で書記官を充員してそして書記官事務をやっていたことによつて十分まかなつていける、代行制度という変則的なものをとらなうていいことではないかと存じます。

次に、それでは書記官補制度そのものを廃止する理由はどうかという点かと存じますが、この点につきましても、これはまあいろいろの考え方があり得るわけでございます。結局、要するに、書記官の仕事は補助する者についてどういふ官職の者、どういふ身分の者に補助させるのがいいか。書記官の仕事は非常に広範にわたりますので、些細な例をあげて恐縮でございますが、たとえば記録が参りました場合に、その表紙を書くとか、あるいはそれと一緒というふうな仕事もあるわけでございます。そういうものを一体どういふ官職の者にやらせるか。必ずしも書記官みずからおやりいただく必要もないようなことでござい

ます。そういう場合に、それを書記官補という特別の別個の官職を設けてやらせるほうがいいのか、あるいは、事務官といういわば裁判所の仕事の全般について裁判所の事務をつかさどるといふ広範な職務を持った者にやってもらつたほうがいいのか、非常にこれは議論の分かれ得るところであらうと思ひます。ただ、しかしながら、先ほど一例で申し上げましたように、書記官の仕事の補助と申しますと、これはかなりの程度に事実的な行為、ほんとうの補助的な行為になるわけでござい

ます。非常に観念的に申しますれば、裁判所書記官はいわば裁判事務を扱うものであるから、その裁判事務の補助者であれば、これはプロパーの裁判系統の官職を設けて補助させるべきだといふ考え方も十分立ち得るわけでございますが、しかしながら、観念的にはそのとおりでも、実際の内容は、たとえば記録の表紙を書くという仕事を一例にとりましても、非常にこれは事実的な、そういう裁判部門としての特殊性を持った仕事ではござい

ませんので、そこにむしろ行政事務部門その他を担当する事務官の包括的な職務内容の一端として

やつてもらつたほうが事務の処理として円滑にいく。また、実際問題としても、書記官補にその特殊の高度の法律的知識を要求いたしておられませんので、そういう人たちが事務官との交流というふうなことも絶えず行なわれるわけでござい

ます。また、協力ということも当然必要になつてくるわけでござい

ます。そういう面から申しますと、別個の官職で行なうよりは、これは共通の官職、つまり事務官という官職で補助してもらつたほうが円滑である、こういう結論が書記官補制度を廃止することに踏み切りました動機でござい

ます。

○稲葉誠一君　そうすると、書記官と事務官という二つの官職というものがあつて、そこで給与の關係というものが違つてくるのでし

ょう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)　そのとおりでござい

まして、書記官は号俸調整その他かなり高い給与を受けておるわけでござい

ます。

○稲葉誠一君　これはいづれまた聞きますけれども、どうも裁判所で書記官と事務官というものに分けていかなければならない合理的な理由というもの

ものがはたしてあるのかどうか。そういうふうなもの

が違ひ、給与も違ふというところで、かえつてあの中

で、何といひますか、対立でもないでしうけれども、変な空気が出てきてというふうなことも考えられるのではないかと

いうようなこともちよつとかがあれるのですが、それはまたいづれ研究課題としておきたいと思ひますが、法務大臣が来ておられますのでお聞きしたいのは、聞いてみるというところ

は、それほど複雑な法案でもないやうに考えられるこの法案が、なぜこんなに提案が

おかれて出るようになったのですか。これはどういふわけですか。

○国務大臣(高橋等君)　臨時司法制度調査会での裁判所法の改正に關しまするいろいろな案件があつたわけで、たとえば事物管轄の問題、そういう問題をどう扱うかという

ことについて慎重な検討をいたしておりました。したがつて、そういうものをいまの段階で出すには少し時期が早い、もう

少し調整を要するという結論に到達をいたしましたわけ

で、このたび簡単な法律でありますのをお願いをしておるわけで、提案が

おくれましたのには、そういう事情であつたことと御承知願ひたいと思ひます。

○稲葉誠一君　裁判所法の質問は、これはまた次にやりた

いと、こういうふう

に考えまして、きょうは一応この程度で私の裁判所法の一部を改正する法律案についての質疑は終わらせていただきま

す。

○委員長(石井桂君)　ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(石井桂君)　速記を始めてください。それでは、本法律案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(石井桂君)　次に、檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、在日朝鮮人の法的地位に關する件について調査を行ないます。

本件について稲葉委員から発言を求められております。稲葉委員。

○稲葉誠一君　在日朝鮮人の法的地位の問題がいま日韓會議の中で分科会としていろいろ進行しているわけですが、現在どういふ点が問題となつておるか、それで日本と韓国との主張というかそれが対立しておるか、こういう点をちよつと簡略に御説明を願つて、それから入つていきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋等君)　御承知のように、在日韓国人の法的地位という問題につきましては問題点でござい

ますが、一つは、この協定の、永住権とい

いますか、そういうものを与える範圍ですね、

どういふ人にそれを与えるのかという範圍の問題でござい

ます。第二は、強制退去の事由でござい

ます。また、社会保障その他の処遇に關しまする問題。大体大きくしほりますとこの三点に

しほられておるのでございまして、ずいぶんたびたび事務レベルにおきまして折衝をいたしておるので

ございますが、だ

いふ進捗はいたしておるやうに思ひますが、その範圍の問題にいたしまして、

大きな問題がいろいろ意見の食い違ひがあるやうでござい

ます。また、強制退去の問題も、いろいろ話が進んでおるのでござい

ますが、まだ意見の一致しない問題が残つております、その他の処遇に關する問題も、いよいよ本格的にはこれからという状況でござい

ます。そこで、現在そういう段階の交渉中

でございまして、申し上げられますことと申し上げることを遠慮せ

にやならぬ点があるといふことをどうぞ御了承くだ

さいまして、よろしくお願ひいたしたいと思ひ

ます。

○稲葉誠一君　いま進行中の外交交渉でし、それを洗いざらいこ

こへ出せというわけにもいきませんから、その点は私のほうも、限度とい

いますか、それは一応心得て質問をしていきたい、こう考えますが、

そこで、いまの日本にいる朝鮮人が約六十万とい

うわけています、その全部にこれが適用されることになるのですか、かりに批准されたとして。

○国務大臣(高橋等君)　現在交渉の対象になつておりますのは、現在及び将来におきまして韓国国籍を取得した人

に對しまする法的地位についての話をいたしておるのでござい

ます。

○稲葉誠一君　その韓国国籍というものは、どういふふうにして取得することになるのですしうか、

いわゆる在日朝鮮人の中で韓国国籍を取得する者とい

うのは、そうすると、韓国の国籍を取得する者と、それから韓国の国籍を取得しない者は朝鮮民主主義人民共和国の国民だと、

こういふふうに分けるのですか。そのところはど

ういふふうになるのですか。

○国務大臣(高橋等君)　どういふ人が韓国国籍を持つておるかという問題につきま

しては、これはいろいろな問題が考えられますが、本人の意思とい

うことがまず非常にこの決定の要素になると思ひますが、客観的に申しますと、たとえば韓国旅券によつて身分を証明され、あるいは韓国によつ

て国籍が証明されるものとか、いろいろなことが考えられますが、まだ最終的にどういう方法によるかというところは、これから決定をいたしたいと、このように考えております。

○稲葉誠一君　そうすると、いま、外国人登録証に、大韓民国だとか、朝鮮とか、あるいはもう一つ書き方がありましたか、何か国籍欄に書いてありますね。あれが大韓民国と書いてあるものはそのまま韓国国籍だというふうに認めるのですか。

○政府委員(八木正男君)　そうではございませんので、あれは、本人が韓国とぜひ書いてほしい、このように希望を言った場合にそれを書くことは書いておりますが、ただ、外人登録証というものは、あくまでこのように人物がこういう名前前でこういう経歴の人間で外国人であるということを政府が証明した文書でありまして、その国籍を日本政府が証明した文書ではございません。

○稲葉誠一君　初めは全部朝鮮と書いてあったのでしょ。それが何か朝鮮じゃいけないからというので韓国というふうに書くようになったのじゃないですか。

○政府委員(八木正男君)　稲葉先生のほうがはるかに私よりよく御承知だと思いますが、たしか占領中に、占領軍の韓国代表部——その当時の占領軍のもとにアレジットされておった韓国代表部からの強い要望があったらしいのであります。それで、司令部のほうから、本人がぜひ韓国と書いてもらいたいというときにはそう書き直すようにしろという連合軍司令部からの指示がありまして、たしかそれに基づいてそれをやっておると思えます。

○稲葉誠一君　その韓国代表部というものの性格などは、これは非常に議論があるところだと思いますが、日本が韓国というか独立を承認しない前から韓国代表部というものは日本にできていたわけでしょう。この辺のところは非常に疑義があるところですね。いまはこれはまあ別にしないで、そこで、いまの国籍欄というものは、朝鮮というのから韓国というふうに変更することはその後

もずっと認めておったのじゃないのですか。初めは全部朝鮮だったのではありませんか。

○政府委員(八木正男君)　それはずっと認めておるようではございません。

○稲葉誠一君　逆に、韓国という国籍欄を朝鮮に変更するということは、これは認めないのでしょ。

○政府委員(八木正男君)　これは、実は、日本政府は、国籍欄に韓国と書くか朝鮮と書いて残してあるかというところはほとんど実質的な意味がないということであまり問題にしておりません。で、最初にそういう占領時代に司令部からの要請によって韓国と書くという希望にはなるべく応じるようにというところで書いておりましたのですけれども、その後、これを書き直してほしいとか、また朝鮮にしてほしいとか、いろいろの申し入れはあったようではございますが、何ぶんにも日本には六十万前後の朝鮮人がおりました、しかもそれが全国的に分散しているのじゃなくて集団的にまたまっているものから、大ぜい住んでいる市町村の職員は登録事務のそういう書きかえとかなんとかいう変更は非常に事務に支障を来たしたかなわぬという苦情がわれわれのほうにたびたび参りました、そういうことから、もう、一ぺんそういうふうにかえたらあまりうるさく言わないでくれというふうに言っておるようでありまして、しかし、決してそういうことを受け付けないうと拒否しているわけではございません。

○稲葉誠一君　朝鮮というふうに前に書いておったのを韓国に直すのは、これはもうほとんど受け付けているのじゃないですか。それはむしろ歓迎しているのじゃないですか。歓迎するというのはおかしな話……。

○政府委員(八木正男君)　私も非常に中立であらうと思っております。ただ、韓国と書きかえてほしいという希望を言ってきた場合、おそらく本人は韓国の旅券とかあるいは韓国の政府の出した国籍の証明書のようなものを持って来ると思っております。その場合、国交のある国のそういう

た文書があれば、本人がたつての希望で申し出られた場合には韓国の書きかえは認めておりますが、ただ、先ほどの前段の御質問にありました、韓国と一回書いて、その人間が今度それを朝鮮というふうにかえてほしいと言ってきた場合でございまして、そういうような場合には、いまのところそういう要望に対して一々すぐにそれではきょう朝鮮と書くというふうにしていないのは、一つは、国交のある国の文書、その国籍証明の文書というものはないものですから、それが一つの理由でございまして、もう一つは、われわれとしてそういうことはどちらでもかまわない、別に登録証にどう書いてあらうと日本政府の外人登録証の立場というものは全然変化がないものですから、そういう証明する文書もついていないような場合にはあるいは断わっているかもしれない。しかし、これが是が非でもこれを書きかえてほしいという強い要望がありましたら、私もいづれでも直すことにやぶさかではございません。

○稲葉誠一君　これはまあ現実には朝鮮から韓国というふうにするのは書きかえを認めていないわけですよ。これは従来の説明からいえば、国籍論でも何でもないので、用語の問題だというので書きかえをしていいということであると思えます。どうしても本人が書きかえてくれというのであれば書きかええる、こういうふうな答弁なら、これはこの程度にしておきます。

そこで、日本にいる在日朝鮮人には、いままで、法務省の民事局長の通達で、韓国の国内法を婚姻とか相続とかその他身分上の問題で適用しているわけでしょう。これは民事局長もおられるし……。

○政府委員(新谷正夫君)　仰せのとおりでございます。

○稲葉誠一君　それは、そうすると、今度は韓国籍の者とそうでない者とはつきり分かれるわけですね。いずれにしても、そうすると、韓国籍でない者にも韓国の国内法を適用するのですか、今

度。いままではそれがつきり分かれていない段階だから、韓国の国内法を適用するということがあるいは一つの理論があったかも知れません。が、今度は韓国の国籍を持つ者とそうでない者とはつきり分かれてしまふということになれば、韓国の国籍を持っていない者に対して韓国の国内法を法務省民事局長の通達によって適用するというのは、これは非常に大きな問題になってくるのじゃないですか。私権の侵害になつてくるのじゃないですか。そこはどうかというふうにするのですか、今後。

○政府委員(新谷正夫君)　これは御質問が必ずしも具体的にございせんので、一般的に申し上げるのほかに財産法上の法律行為がありまして、その法律行為の当事者の選択によりまして本国法によるかあるいは行為地法によるかという余地が残されます。そこで、私法上の行為につきましては、これは私も政府の立場で各人の行為をどうすべきだということを申す筋のものでもありませんし、これはそれぞれ個人の法律行為について、どの法律、あるいは慣習法によるのか、慣行によるとか、いろいろな問題がございまして、それはそのとおり各人の法律行為として行なわれておるこの状態はおそらく今後同じように行なわれるものじゃないかと思えます。ただ、日本政府として公法を適用するというふうな問題になつてまいります場合には、これは日本政府が承認した国の法律を適用するというふうに見ざるを得ないわけでありまして、そういう意味で従来の民事局長の通達が出されておる、こういうふう

に理解しております。

○稲葉誠一君　そうすると、相続とか養子縁組だとか、こういうふうなものでは、それから婚姻の場合も離婚の場合もそうだと思いますが、韓国民法と北朝鮮の民法と違ふと、こう思うのです。が、そうなつてくると、私法の場合には、韓国籍を取得した以外の日本にいる朝鮮人が本国法として北朝鮮の朝鮮民主主義人民共和国の民法を選び

たい、身分法を選びたい、こういうふうな場合には、その適用を日本政府としては認めるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) それは、日本政府として認めるというわけではございません。そういう意味ではなくて、個人の法律行為が行なわれます場合に、個人がどの国の法律を適用するか、あるいはその慣行あるいは慣習法に従うかということ、結局その個人がきめるべき問題でございます。そういう意味合いであるいは韓国以外の法規に従って法律行為が行なわれるということもあり得ると、こう申し上げておるわけでございます。ただ、いま婚姻とか養子縁組というお話が出ましたが、それ自体でとどまる場合には、おそらく個人間の法律行為としてそれぞれの準拠法がきまることになるかと思ひます。ただ、これが国籍の問題に関連してまいりますと、国籍法の適用という問題になってまいりますと、日本政府としては未承認国の法律をそのまま適用するというわけにはいかないという考えでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、国籍法の適用という、これは公法ですから、それに該当する場合には未承認国の法律を適用するわけにはいかないが、そこまではないわゆる私法の範囲内では、本人が本国法の適用を希望すればそれは認められる、そこまで政府は介入しないと、そういうふうに承つてよろしいですか。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございます。国籍法の問題でございますが、国籍法を適用して帰化を認めるとかいうような場合には、それは政府がその公法を適用してやるわけでございますが、その場合に、相手国である国が政府の承認した国でありますれば、その国の公法を前提にして日本の政府としてもその事務を処理しなければなりません。そういう意味合いにおきまして、従来の民事局長通達も、日本政府の承認しておる韓国政府の法令に準拠してやっておると、こういうことでございます。

ただ、いま御質問の北鮮の關係の私法、それから韓国の私法、これはあまり大きな差異はないようでございます。実際問題としては私どものいままで取り扱つてまいりました事務の処理上は、特に北鮮系といわれておる人たちの身分上の行為についても特に不利益は生じていない、むしろその本人の意思に従つて行なわれているような結果を現在私どもの取り扱ひで十分招来し得るといふふうに考へております。

○稲葉誠一君 そうすると、韓国籍を取得することになると、もうこれは当然だと思ひますが、属地主義で日本の法律も適用になるし、属人主義で韓国の国内法も適用になると、こういうふうな形になると思うのですが、その点はどういふふうになるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほど申し上げましたように、各個人の法律行為でございますので、行為地法によることもございまして、あるいは本国法による場合もあります。それは個々の具体的なケースによりましてそれぞれやういふわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、韓国の国内法でたとえ兵役法がある。そうすると、今度、はつきり韓国人が在日朝鮮人のほうから分かれてくるという、国籍を取得してきまして、日本にいる韓国人に対して韓国の兵役法が適用になると、これも当然あり得るわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) まあそういうこともあり得るかもしれませんが、これは韓国政府と在日韓国人との關係でございます。日本は政府の関知するところではないと思ひます。

○稲葉誠一君 日本にいるいまの朝鮮人の韓国の役職から、徴兵の年齢になったから延期申請をするなら延期申請をしないか、あるいは、免除の手続をとるならとれないか、あるいは、これが、現実日本にいる人に、いまの場合はまだ在日朝鮮人ですが、届いているという場合もあるんですね。ですから、韓国の国内法である兵役法が日本にいる今度はつきりしてくる韓国人に適用になるといふことは、韓国の国内法の問題として、日本の政府としてはもちろん関与しないのですけれども、そういうようなことも当然あり得るということは法的には言える、そういうふうな承つてよろしいですね。そういうわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) 大体そういうことになろうと思ひます。

○稲葉誠一君 それから退去強制の問題がいま法的地位の問題で問題になっております。そうすると、退去強制の場合に、現在在日朝鮮人というのですから、それを韓国に退去強制するということはいまの場合にはできないのですか、あるいは、北朝鮮のほうに退去強制するということはできないのですか。

○政府委員(八木正男君) 現在退去強制が実行されております韓国につきましては、たとえ不法入国した、そうしてそれが発覚して退去命令を受ける。あるいは、入管令上規定されている退去事由に該当するやうな犯罪を犯して退去命令を受ける。そして、現在の段階では、韓国は最近不法入国した人の場合はすなわに引き取つていますけれども、御承知のやうな二六でございまして、最終的には、向こうはいまの段階ではそういう場合は引き取りを拒絶いたします。そのため、われわれやむを得ず一たん収容してからいよいよの強制退去として特在釈放するやうな形をとつております。

それから北鮮のほうでございますが、これは御承知のとおり国交がございせんので、そういうことを折衝する手段もございせん。ただ、本人が自分は北鮮に行きたいという場合には、自費で北鮮に行くやうなための便宜をはかつてやるわけでございます。したがって、これは強制退去というよりも、自費による出国ということでございます。

○稲葉誠一君 不法入国の場合は別として、戦前から日本にいる、たとえば二六の場合とか、そういうやうな者は、退去強制に該当するやうな日本の法律でのあれになった場合、現在では韓国がそれを認めない、受け取らない。しかし、今後はつきりした形で法的地位がきまつてくれば、これは相手側の義務として受け取らざるを得なくなってくる、こういうことになるわけですか。

○政府委員(八木正男君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、現在の場合ならば退去強制が事実上韓国に対してはできない。日韓会谈で法的地位がお互いの協定として成立する、こうなつてまいりますと、今度は逆に退去強制が可能になつてきて、韓国はそれを義務として受け取らざるを得なくなつてくると、こういう結果が生まれてくるわけですね。

○政府委員(八木正男君) さうでございます。

○稲葉誠一君 それは考え方によつてはかえつて法的地位がまともなことによつて日本にいる韓国人が逆に不利になるというふうにも考えられるわけですね、これは見方によりまして。

○政府委員(八木正男君) 私どもに雑音として耳に入つてくる中には、現在在日朝鮮人の間には日韓会谈をめぐつていろいろもめておるやうでございます。そのまた一つのファクターとして議論の対象になつてゐるのは、いわゆる北鮮系の人、韓国系の人、ないしはいずれをもちゐる中立的な人、そういう人たちの間でお互いの勢力分野の拡大競争が非常に行なわれておるやうでありまして、その一つの宣伝のことばの中に、日韓協定ができる、韓国人の国籍を持つた者は強制退去事由に該当する場合は退去せられる、われわれ北鮮人は絶対に日本にいられるやうなことを言つておるやうです。結果的にはそういうことになつても、これは北鮮とは国交がないのですから、いかんともいたしかたがないわけでございます。

○稲葉誠一君 それから、前にちょっと出た永住権の問題で、これはまあいまやつてゐる最中ですから、ここまで聞くのはどうかと思ひますが、そうすると、いずれにしても、日本にいるいわゆる在日韓国人といふものの中で、親と子供とで在留資格が違ふということも当然できてくるわけですね。

○稲葉誠一君 不法入国の場合は別として、戦前から日本にいる、たとえば二六の場合とか、そういうやうな者は、退去強制に該当するやうな日本の法律でのあれになった場合、現在では韓国がそれを認めない、受け取らない。しかし、今後はつきりした形で法的地位がきまつてくれば、これは相手側の義務として受け取らざるを得なくなってくる、こういうことになるわけですか。

○政府委員(八木正男君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、現在の場合ならば退去強制が事実上韓国に対してはできない。日韓会谈で法的地位がお互いの協定として成立する、こうなつてまいりますと、今度は逆に退去強制が可能になつてきて、韓国はそれを義務として受け取らざるを得なくなつてくると、こういう結果が生まれてくるわけですね。

○政府委員(八木正男君) さうでございます。

○稲葉誠一君 それは考え方によつてはかえつて法的地位がまともなことによつて日本にいる韓国人が逆に不利になるというふうにも考えられるわけですね、これは見方によりまして。

○政府委員(八木正男君) 私どもに雑音として耳に入つてくる中には、現在在日朝鮮人の間には日韓会谈をめぐつていろいろもめておるやうでございます。そのまた一つのファクターとして議論の対象になつてゐるのは、いわゆる北鮮系の人、韓国系の人、ないしはいずれをもちゐる中立的な人、そういう人たちの間でお互いの勢力分野の拡大競争が非常に行なわれておるやうでありまして、その一つの宣伝のことばの中に、日韓協定ができる、韓国人の国籍を持つた者は強制退去事由に該当する場合は退去せられる、われわれ北鮮人は絶対に日本にいられるやうなことを言つておるやうです。結果的にはそういうことになつても、これは北鮮とは国交がないのですから、いかんともいたしかたがないわけでございます。

○稲葉誠一君 それから、前にちょっと出た永住権の問題で、これはまあいまやつてゐる最中ですから、ここまで聞くのはどうかと思ひますが、そうすると、いずれにしても、日本にいるいわゆる在日韓国人といふものの中で、親と子供とで在留資格が違ふということも当然できてくるわけですね。

○稲葉誠一君 不法入国の場合は別として、戦前から日本にいる、たとえば二六の場合とか、そういうやうな者は、退去強制に該当するやうな日本の法律でのあれになった場合、現在では韓国がそれを認めない、受け取らない。しかし、今後はつきりした形で法的地位がきまつてくれば、これは相手側の義務として受け取らざるを得なくなってくる、こういうことになるわけですか。

○政府委員(八木正男君) 現在いろいろ交渉の段階でございまして、具体的なことを申し上げることは差し控えていただきますが、これは今に始まったのではなく、ずっと前からの法的地位の委員会では日本側の根本的な考えをいたしまして、戦前から引き続いていられる協定の対象になる朝鮮の人とその子供、これは現に一緒の家の中で一緒に生活しておる子供でございますから、その間で資格といえますか立場が全然違ふようでは非常に人道的と言えない。したがって、その子供が一人前になるまでは親と同じに扱うというのがわれわれの従来からの考えでございます。で、一人前になったあとは、これはもう日本で小学校、中学校とりっぱに義務教育を受けて、年も二十歳になり、十分自分の意思については自分で判断できる、親の世話になる必要のない人たちがあつてから、そういう人たちに對してはわれわれ別に考えておりませんけれども、少なくとも未成年の間は親と一緒に置きたいというのがわれわれの考えでございます。

○稲葉誠一君 これは未成年を過ぎるといふと親子の間が在留資格が違つてくる、こうなつてくると思うのですが、こうなつてくると、何かそこに悲劇というか、いろいろなトラブルというものが生まれてくる可能性が出てくるのじゃないでしょうか。それはあつたとしても、帰化すればいいという考え方はどうか。

○政府委員(八木正男君) これは実はまだ議論いたしておりませんが、この点について私どもも考えを申し上げます、そのときになつて本人が自分の判断で自分の立場をきめる。われわれとしてはそれに対して十分に人道的考慮を払い、好意的に考えるという立場でやっておりますので、その程度で御了承願ひたいと思ひます。

○稲葉誠一君 いま交渉中ですから、あまり立ち入ったことを聞くのもあれかと思ひますが、ただよくわかりませんのは、たとえばいまの永住権ですか、この申請をするときに、韓国の駐日代表部の発給文書の添付が要件になつておるわけですか。

ね。その場合、韓国代表部では、外国人登録のところの国籍が朝鮮と書いてあると、これを受け付けられないのですか。

○政府委員(八木正男君) 私はそういう点をまだ向こうに質問したことはございせん。しかし、会議の上で時々おりに触れて彼らに言つておりましたのは、外人登録といふのは、ただ市町村がこういふ外人が住んでいるといふ届け出を受けたというだけのものであつて、別に国籍なり何なりを証明する文書とはわれわれ絶対に見ていない、そういうことをはつきり言つております。先方も必ずしもそうじゃないと言つておられますから、その点は私は問題はないと思ひます。

○稲葉誠一君 もう一つ、いろいろ問題になつてまいりますのは、いま日本にいる在日朝鮮人なりが経済活動をいろいろやつておるわけですね。それが在日韓国人といふものがはつきり出てきて、国籍を取得して一般外人並みになるわけですね。そうなつてくると、財産取得に関する法律の関係ではどういふふうに通適用されるわけですか。

○政府委員(八木正男君) 私まだ法律知識がなく恥ずかしいのでございますが、一般的にもしまいかい問題がございまして、池上説明員から補足して申し上げますが、大筋を申し上げますと、外国人であるという理由によつて制限されている経済活動の分野、たとえば水先案内人ですとか、鉱業権とか、そういうごく少数のものを除いては、外国人の場合に特に日本人との間にひどい根本的な差別といふものは経済行為の上ではないと思ひますけれども、そういう点で実は韓国の日本にいる人たちが経済活動の上でいろいろ不便があるといふことを聞いております。そういうことから、日韓法的地位協定に何らかのそういう経済活動の上での保障のようなものを書いてほしいという気分が一般的に非常に強いようでございます。

これは、先生御承知のとおり、法的地位の問題とだいたい性質が違つてきますので、現在議論の対象になつておりません。

○稲葉誠一君 これは池上参事官からももう少し

詳しく説明していただいていいと思ひますが、そうすると、現在在日朝鮮人といふものには経済活動についていろいろな制限はあるのかないのかというところが一つと、それから法的地位によつてこれがいわゆる特殊な在日朝鮮人といふものではないなつて、普通の外国人になつてくるといふことになつてくると、そこで財産取得に関する法律といふか政令といふか、そういうふうなものの中での制限といふか、そういうふうなものが現実には起きてくる可能性があるんですか。いまの場合と違つてくるのですか。

○説明員(池上参事官) 先ほど入管局長から申し上げましたように、特殊な制限業種、たとえば鉱業権、山を掘る権利とか、水先案内人など、そういう社会活動なり経済活動の面では国の立場上制限を課しておりますが、それは別に韓国人であるからとかなんとかというわけじゃなくて、すべての外国人に制限しておるわけでございます。

それから先ほど来お話の出しております外国人の財産取得に関する政令では、すでに主務大臣の告示で、大韓民国の国民は主務大臣の認可を得なくても財産取得できるといふふうになつておりました、今度の会議が成立して韓国民であることがはつきりしても別にそれとは特に変わる要素はないわけでありまして。

○稲葉誠一君 そうすると、いまの点で言つて、現在の段階では、たとえば水先案内人とか鉱業権とか、それだけですとか、違つてくるのは、いまの場合といふ法的地位が妥結したといふことを考えた場合とで違ひが出てくるというものは、そのほかにも何かあるのですか。

○政府委員(八木正男君) 私の存じておる範囲では、ほかにはちよつと心当たりはないようでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、外国人の財産取得に関する政令では、韓国人は、現在でも、法的地位がかりに妥結したといふことになつた場合でも、変化はないと、こう承つてよろしいですね。

○説明員(池上参事官) そのとおりでございますし、さつきちよつとことばが足りませんでした。主務大臣の認可の要らない国の国民としてすでに大韓民国を指定してあるわけでございます。したがひまして、会議の成立には何ら影響を受けないわけでありまして。

○稲葉誠一君 韓国人はいまの主務大臣の認可を得ないものに指定されておる。そうすると、今度は、在日朝鮮人が、韓国人といふものと、いわゆる他の朝鮮人といふものですか、まあ何といふか、に分かれるという形になつてきた場合に、韓国人とそれ以外の朝鮮人との間で財産の取得なり経済活動で差が出てくるのが考えられるのですか。ちよつと質問がございましたらして恐縮ですが、いまの大韓民国ならば不動産の取得やなんかの場合に主務大臣の認可を得なくてもいいといふことになつてくると、それ以外の者は一体どうなんだといふことになつてくるわけですか。そのところはどうかですか。いまは在日朝鮮人といふことで韓国人といふのをラフに適用したといふか、何といふか、よくわかりませんが、二つに分かれてくると、そこに差別が出てくるのですか。質問の趣旨がちよつとはつきりしないかと思ひますがね。

○説明員(池上参事官) 私ども主管でございせんので、正確なことは申し上げかねるわけでありまして、協定の内容としてはそのような点には何ら触れておりませんので、全然変更がないものとお考えになつていただいていいかと考えます。

○稲葉誠一君 きょうは一応これで終わりにしておきますが、最終的に取りまとめとして法務大臣にお伺ひしたいのは、この法的地位の問題に関連をして、韓国人と、韓国人でないいわゆる他の朝鮮人ですか、ことはどういふふうでもいいですが、一応できてくると思ひますが、それとの間で、あらゆる場合に、経済だけでなく、社会保障の問題とか教育の問題とかいろいろあると思ひますが、日本の政府としては差別はしない

だ、現実には差別が起こり得ることはないんだ、こういうことがはつきり法務大臣としては言えるのですか。

○国務大臣(高橋等君) 協定が成立しますと、先ほど政府委員から答弁した中にもありましたように、強制退去事由が起こった場合に、一方は引き取りますが、一方は相変わらず引き取らぬとか、いろんな問題があるのであります。そうしたもののについては、どう打開するかというところについては、非常に問題点がありますので、いろいろ苦慮いたしておるのですが、大体、日本におります朝鮮人は、これは申すまでもなく、終戦の結果自己の意思によらないで日本人の地位を取られた人である、それまでは日本人として生計の基礎を築いた人、そういう特殊の立場を考えまして、このたびの日韓交渉の法的地位の協定にあつての安定した永住権をできるだけ与えたいということとをわれわれも骨子として交渉を進めておるのでございます。一般の韓国籍を取得しない朝鮮人についても、その点においては特殊の地位という点にはもちろん変わりはないのでございます。しかし、いろいろな点も考えねばなりませんので、この協定ができましたあとで、いま言った特殊の地位を考慮しながら法的地位を検討してみたい。大体そう違つたことが起こるというようなことは考へておらないのでございます。いろいろなまだ問題があるということにつきましては、なお検討せにやいかぬ点があるのでございますが、いま申したことで私の方針はおわかりくださると思います。

○稲葉誠一君 きよらはこの点はこれで終わりますが、いま大臣や入管局長や民事局長等が言われたことは、相当含みがあるというか、いろいろあると思ひますが、私のほうでもよく内容を再度検討をして、もう一ぺんこの問題に對してもっと具体的ないろいろな例をあげて質問を次の機会にさせていただきます。そういうふうな考へまして、きよらの質問はこれで終わります。

○岩間正男君 関連して。ただいまの法務大臣の

御答弁ですね、協定ができてから韓国籍を取得しないという人たちの問題について考へる、こういうことなんですね。協定ができてからでは、これはやはり非常に問題なんじゃないですか。日韓交渉を非常に急いでいる、そういうことのために、事前にこの問題というものを——ことに在日朝鮮人六十万、しかも国籍の状態を見ればはつきりしていると思ひます。これは一々お聞きしませんけれども、圧倒的に朝鮮民主主義人民共和国のほうが多いのです。そういう人たちの意向というものを十分に政府としては把握する、そういう立場に立たないで、すでに協定ができてからその上に立つてその問題を解決するということ、非常に困難な事態が起こるということとは当然予想されるんです。その点についてはどうなんですか。いまの御答弁ではちよつと私は問題だと思ひます。

○国務大臣(高橋等君) 私は岩間さんのお話に反論するようなことになるかも知れませんが、現在在日の韓国人の法的地位について協定をやっているわけなんです。そして、これは入管令等いろいろ規定しております。これは入管令等いろいろ強制退去のものをどこまでしほるかという問題等もあるわけなんです。そういうような問題が両国間で成立をした後に、それを基礎にしてほかのやはり同じケースにある人々のことを考へていきたい。ほかの人々のことを考へて同時にこれを解決しろと言われることは、私は、やり方としては無理だと、こう考へております。

○岩間正男君 まあこれはこの程度でやめさすけれども、そういうことを言われますけれども、實際だのためにそんならこのような協定を結ぶのか。問題は、六十万の在日朝鮮人の幸福のために結ばれるという立場に立たなければ話にならないと思ひます。そういう事前の調整というものを十分にし、また、在日朝鮮人の意見というものを十分に法相は聞いて、その上に立つて協定を考へなければ、一方的にもしその協定が結ばれたら、それは当然また在日朝鮮人に適用されるという結果になつて、非常に縛られるという事態が起こる

んです。そういうことを考へれば、ほんとうに事態の円満な解決という立場に立たれるならば、当然そういうような配慮をされるのが政治的な立場だと思ひます。しかし、きよらは時間もありませんから、いすれあらためてお聞きしたいと思ひますが、その点を考慮に入れておかないと、非常に問題を急ぐような形で拙速なものをつくり、その結果が非常に在日朝鮮人の不利益になる、そういう事態が起こり得ないという保証はないんです。保証はないんですから、この点ははつきりやはり胸に据えて置いてこの事態というものに当たつてほしいと思ひます。この点はどうなんですか。

○国務大臣(高橋等君) いま両国間でお互いの立場を考へながら、しかも法的地位というものは相当長きにわたつてその人に適用されるものですから、慎重な討議をいたして、特殊事情は十分考慮いたしておきます。しかし、その交渉をいたすときに、事前にももちろん朝鮮人のほうでどういう要望を持っているかということも存じております。しかし、これは韓国側のいま交渉している側から主張されてきている問題であつて、われわれはわれわれの主張を考へながらお互いに合意点に達するという行き方をしているわけです。ですから、いま御指摘の点は、私としては順序としては誤つておらないという考へ方を持っているわけではございません。

○稲葉誠一君 いま実は私の質問に對して法務大臣が最後に言つたことに對していろいろ考へておりました。実はゆつくり検討して、この次に具体的にいろいろ聞こうと思つておつたんですが、いすれにしても非常に重要な問題を最後の法務大臣の答弁は含んでおると思ひますので、よく内容を検討して再度質問をしたいというふうに考へます。

○委員長(石井桂君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石井桂君) 速記をつけて。

本件については、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(石井桂君) 次に、電話通信の秘密の侵害に関する件について調査を行ないます。

本件について岩間委員から発言を求められております。岩間委員。

○岩間正男君 警備局長のあいさつを先に……。

○委員長(石井桂君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石井桂君) 速記をつけて。

この際、新任されました秦野警備局長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○政府委員(秦野章君) 先般警察庁警備局長を命ぜられました秦野章でございます。どうぞよろしく……。

○岩間正男君 この前当委員会でも問題になりました盗聴器容疑事件ですが、これについてその後の警察側のこの物件の鑑定、さらにこの事件全体の捜査に当たつておられる方々と思ひますが、その概要、経過をまず御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(秦野章君) お答えを申し上げます。去る三月四日に告発文書を受けまして、自來連日捜査を続行しているわけでございますが、これが捜査の体制をいたしましては、所轄の該当署に對しまして警視庁本庁から応援をいたしまして、現在十数名の陣容で捜査をいたしております。

ただいまお話しした物件の問題につきましては、警視庁の科学検査所に鑑定を依頼いたしまして、専門の技術を持つておられる人いろいろ検討してもらつたのであります。その結果、警視庁の科学検査所の技術では十分解明することができないということがはつきりいたしまして、現在第三者の専門の鑑定人に依頼すべく関係方面と折衝しているような状況でございます。

○岩間正男君 科学警察研究所というお話だったので、警視庁の科学検査所だったんですか。

○政府委員(秦野章君) 警察庁に付置されておりますのは科学警察研究所というのがございます。警視庁には科学検査所で、大体似たようなことを

やるわけですが、警視庁の犯罪捜査では、主としていろんな鑑定なんかをこの警視庁の科学検査所というところでやっております。警視庁の中に設置されております。

○岩間正男君 まあ事実関係だけきようは時間の関係からお聞きしたいと思うんですが、この点はだいたい食い違いがありませんね。この前は科学警察研究所でこの問題を調査しているというところはつきり言っていたのですが、これはどちらがほんとうなんですか。

○政府委員(秦野章君) 警察庁の科学警察研究所の所長の意見も聞いたようでありまして、問題はそういう物件についての鑑定をするに最もふさわしい能力のある者が一番適當であるという考え方であったと思います。そういうことで、警視庁の科学検査所にはそういう経歴も知識もある人がおられますので、結局警視庁の科学検査所にこの鑑定を依頼したという経過になっております。

○岩間正男君 これはあとで明らかにしますが、参議院の予算委員会ではこの問題を質問した。国家公安委員長は、つきり科学警察研究所でたまたま調査をいたしております、速記録があります、こう言っております。これはまるで違ひのようです。場所はどうなんですか、同じですか。

○政府委員(秦野章君) 場所は違つたところになります。警察庁の科学警察研究所は三番町、警視庁の科学検査所は警視庁の中にございます。

○岩間正男君 最初科学警察研究所にも相談をしたというお話だつたと思うが、そうですか。

○政府委員(秦野章君) 警察庁の科学警察研究所の所長は、古畑さんという法医、科学警察の權威の方でございます。この先生に聞いたというふうには私は聞いております。したがって、いまお話しのように予算委員会とかの大臣の答弁云々のお話でございますけれども、捜査機関としては、科学警察研究所というところを十分念頭に置き、そうしてまた所長の意見も聞いて、そうしてどこが適當かということで、最終的には警視庁の科学検査所にやらしたという経過になっておるわけであ

ります。

○岩間正男君 警視庁の科学検査所ですか、そこにかけたのはいつです。それから、古畑さんと相談したのはいつですか。

○政府委員(秦野章君) 警視庁の科学検査所には、捜査の開始とほとんど間もなく、三月の四日に依頼をしようとしてあります。そうして警視庁の科学検査所ではいろいろ鑑定をしたのでありますが、十二日に古畑さんに相談をいたしまして、そこで警視庁の科学検査所では十分これを鑑定する力がないということで、東京大学その他に適當な鑑定の依頼について折衝をしておるというような次第でございます。

○岩間正男君 もう一べん確認しますが、三月四日に告発を受けて、それからすぐに警視庁の科学検査所でやっております、それでうちがあかないので、十二日に古畑さんに相談して、現在新たに物色中だと、それで確認しようと思つておりますか。

○政府委員(秦野章君) けつこうでございます。

○岩間正男君 そうすると、十二日まで何回検査しておるのです。

○政府委員(秦野章君) 何回検査というようなことを私も承知しておりませんが、これは科学検査所の専門の人がいろいろその間検討したのでございまして、回数とかそういうようなことについては、特にそういう性質のものではなからうというふうに考えます。

○岩間正男君 十日近く警視庁に置いたわけですね。その間ずいぶん騒がれておつたはずですが、そうして、このものは、これはあとでまた詳細にお聞きしたいと思つておりますけれども、専門家のなんにかかれば、おそらく一時間か二時間あれば十分に検査できるものですか。これはもう明らかだと思つて、そういうものをなぜ十二日まで置いたのかということですね、そこがちょっと理由がわからないものですから、その理由についてひとつお伺いしたい。

○政府委員(秦野章君) その期間が長いのはないかというお話でございますけれども、長い短

いかという問題については、これはやはり専門的な技術者が担当してございまして、われわれとしてはそういう人を信頼して検査を依頼しているわけでございます。

○岩間正男君 科学検査所のそれが当たつたのですか。おもに検査所で当たつた人はだれですか。

○政府委員(秦野章君) 目下最終的に鑑定する人を物色している段階でございますので、したがって、鑑定者の名前をここで申し上げることは、できるならば差し控えていただきたいと思います。

○岩間正男君 いや、新しい鑑定者のことを聞いておられません。警視庁の中で、いままですでに四日から十二日という八日間ですか、その間どういうことをやっていたのか、何回やったのかもわからない、そういうことですね。そうすると、その検査所というのは、どういふ機構になつて、どういふ人たちがいて、どんな設備があるのか、その点は大体わかるでしよう。これがわからないと、何をやってゐるんだかわからないです、非常に疑惑に包まれておるのだから。これはどういふことですか。

○政府委員(秦野章君) 警視庁の科学検査所は、法医課と物理課と文書鑑定係と化学課というような分掌に分けられておまして、職員は六十五名でございます。その中で物理課というのがございまして、ここでは電気とか銃器とかいうような鑑定をやっておりますが、このたびの物件につきましては、当然電気係が担当をしておるわけでございます。従来、警察庁の科学警察研究所もそうでございますけれども、警察の犯罪鑑定で電気の関係と申しますのは、大体、放火とか失火とか、火災の現場に關しての電気の鑑定がほとんどであります。本件の物件のような問題になつてくると、専門家はありますけれども、いろいろ検討はしたやうでありますけれども、最終的には十分でない、こういう結論に到達したわけ

○岩間正男君 これは詳細はあとでやりますけれども、ここで問題になつてゐるわけでしょう。やはり電気の専門家に見せて、それでその性能なり性格をはつきりする。それで、電電公社との話し合ひでは、これは電気通信研究所でやるんだということをちゃんと約束で取りかわされてゐるはず

です。警察は八日間何をやってゐたかということですね。世の中の疑惑が、あれだけ騒がれてゐた問題ですから、非常に深まるわけですね。これはしかしここでいまいやっております時間がございせんので、もつと時間をかけてあとでお聞きしたいと思つておられます、ちよつと解せないですよ、それは。科学警察研究所でやると言ひ、あと今度は警視庁の科学検査所と言ひ、そこで八日も日をむなしゅうしてゐたと言ひ、そして最後になつたら、どうも自分たちの力ではやれないだらうというので、今度は古畑さんに相談して専門家を御選んだと、こういうことですね。これはいまのような御答弁ですけれども、重大な問題じゃないかと思ひます。警備局長はこの前の委員会のことを御存じなかつたんです。実は、問題になつたのは、盗聴器の問題は、いままでたくさん起つてゐる。共産党の場合、あるいは労働組合の場合、民主団体の場合、そういう場合に非常に起つた。ほとんどその問題を洗つてみると、警察と公安調査庁がそういうスパイ関係に使用して摘発された。したがつて、電電公社がちゃんと契約者との相談までしたのを、それを破つて一方的に警察に引き渡してしまつた、そういうことから非常に疑惑が深まつてゐるというので、警察庁長官が、これに對して、あくまでそういうことのないようにこれにやるんだと、はつきりここで言明されておるわけですね。これはこの速記録にも出ておる

す。さらに参議院の予算委員会におきましても、法務大臣、それから国家公安委員長、こういう人たちの言明がはつきりなされておる。そういう事態においてどうもいまのやうなことを聞くのは、私は非常に解せない感じがするんです。いずれまたお伺ひいたします。

秦野さんに伺いますが、告発されたのはいつでございませうか。どこにだれが、こういうことをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(秦野章君) 三月四日午前十時三十分口頭の告発がございました。

○岩間正男君 四日の十時三十分はどこへですか。

○政府委員(秦野章君) これが萩窪の電報電話局長から警視庁の高井戸署に對して口頭でございまして、そのあと午前十一時二十五分に告発状が提出せられたわけでございまして、この際、例の物件と写真五枚というものを提出してもらつたわけでありまして。

○岩間正男君 その点を總裁にお伺ひいたします。この前總裁のお話では、だいぶ違ひようになっています。ここで委員会が始まつたのは十時半でしよう。あなたたちは前の晩に告発したやうなそういう話をされておつた。それから日時からいふと、ここで委員会がすでに始まつておるのは十時半。ところが、大橋總裁は、はつきり十時半にこういうことを言つておられます。いすれにいたしまして、この状態は、現在の有線電氣通信法第二十一条の規定に違反する不法行為が行なわれたものと認めまして、本日所轄警察署に告発をいたしました。その取り調べをお願いいたしておる現状でございまして。と。そうすると、だいたい日時の上でこれは違ひが出てくるわけですね。しかも、様子を聞くと、その前の晩だ、こういう話もお出でというところを申し上げて、ここでもまたどうだこうだということの認識のしかたが違つておるといふ点はここで指摘をいたしておきます。

○説明員(大橋八郎君) 私は、この前、ただいま御指摘のように、四日の朝午前に告発したということをお願いしたのでございまして、前の晩に告発したということは申さなかつたやうに心得ております。

○岩間正男君 これは話し合いの中で非常にそこところがあいまいにされて、佐々木さんで

か、佐々木さんが実にあいまいなことを言われておるはずですね。そして、これは委員会の速記に載つておられませんけれども、あなたたちがここに十時過ぎに見えて、そして私が總裁に向かつて、物件を持ってきたでしよう、こういう質問をしたところが、いや持つて来ない。約束違反じゃないか。そうしてすでにこれはもう警察に届け出たんだというやうなことになる。それが十時半ですね。そうすると、非常にあれが違つておる。だれが持つて行つたですか。告発人はだれですか。

○政府委員(秦野章君) 高井戸警察署長に對して先ほど申し上げたやうに告発があつたわけでありまして、三々の方が見えておられます。この前に萩窪電報電話局長が——これは高岸さんという方ですけれども、署長に對して見えておるわけでありまして。

○岩間正男君 その告発状はどういうことですか。

○政府委員(秦野章君) 告発状は、告発人が日本電信電話公社萩窪電話局長高岸中治さんで、告発の事実は「昭和四十年三月三日午前十一時ころ、東京都杉並区上高井戸五丁目二百六十九番地宮本願治方前電柱から宮本方に引き込まれている宅内線に異物を取りつけて電話に雑音を生ぜしめて有線電氣通信事業を妨害していることは、有線電氣通信法第二十一条に違反したものである。」という告発事実でございまして。

○岩間正男君 告発人の名前をちょっともう一度。

○政府委員(秦野章君) 告発人の氏名は、高岸中治という方です。これは萩窪電報電話局長であります。

○岩間正男君 これは總裁にちょっと聞いておいていただきたいんですが、この高岸氏には私も会つてゐるんです、三月三日の夜七時ころ。そのとき、私が立ち会つて封印したんです。これはあくまで共同でこの事態を追及しよう、これは

ゆゆしい問題だ、公社側にとつてもゆゆしい問題だと非常に好意的な——公社とそれから契約者、つまりいわばお客さんです。お客さんに対する儀礼からいつても、そういう事態を公社が起したとしたら、これは公社の全責任ですから、そういうやうな不当な盗聴器などをしかけられているとしたら、利益を侵害している、人権侵害の問題、憲法違反の問題ですから、当然また電電公社としてはそのやうな通信の秘密を保持するといふやうな任務も一方では大きく持つてゐるわけですから。それがいいとしたら、たいへんなことになるんです。そういう立場からであると思ひますけれども、非常に協力的であつたわけですね。この方が、最初は口頭でやつた。これは本人だつたんですか。

○政府委員(秦野章君) 口頭で高岸さんからございまして。

○岩間正男君 さらに今度は、どこで注意したかわからないけれども、十一時過ぎになつて今度は告発状を出した。告発状は問題になつたんです。当委員会では問題になつたのは十時四十分くらいです。ちゃんとした時間的にもわれわれは明らかにしている。この問題は非常にやけに食い違ひがあるし、それからほんとうに一つの方針によつて貫かれてやられたとは思へない点があるんですけれども、この問題もいすれもつと明確に私は明らかにしたい。

これは事実関係を明確にするのが時間の関係もありまして目的でございまして、その点についてもう一点だけ最後に伺つておきたい。それは、ほかでもありませんが、宮本願治氏から青柳盛雄弁護士を代理弁護士として東京地裁に對して証拠保全の申し立て書が出されておること、これは大橋總裁は御存じでしようか。

○説明員(大橋八郎君) 私のほうへは正式なそういう通知はございせんが、ただ新聞紙上でそのことを拝見しております。

○岩間正男君 その申し立ての趣意というやうなものについては、これはごらんになり、また、あ

なたたちも非常にこの問題に当然関心をお持ちにならなければならぬ筋合いのものだと思ひます。これは単に法の違反があつた、そういうことで告発をして刑事事件に問へばいいというやうな突つ放した問題ではない。全責任を公社が負わなければならぬ、こういう立場ですから、これはお聞きになつたでしようけれども、どういふことですか、その趣意をお聞きしたい。

○説明員(大橋八郎君) ちょっと御趣意が聞き取りにくかつたんですが……

○岩間正男君 この証拠保全の申し立てをした、その趣意を新聞でござらんになつたぐらゐりや濟まない問題だと思ひます。これをあなたのほうで検討されたかどうか。

○説明員(大橋八郎君) 現在の状態では、私も新聞紙上で拝見しただけで、正式のそれぞれの方面から特に通知もございせんので、まだその内容についてさらに検討するといふ——一応の拝見はしましたけれどもさらにそれをどうするといふ手続まではとつておりません。

○岩間正男君 いいんですか、總裁。そんなことでこの問題はどうかですか。公社と契約者の権利義務からいつても、あなたたちは義務を果たすといふことは当然だと思ひます。なるほど鼻をくくつたやうな答弁で済むといへば済むが、そんなことで済む問題じゃない。あなたたちは責任といふものを感じてゐるんですか。いまのお話では、新聞で見たといふまるで他人ごとのやうなことを言つてゐるが、これはどうなんですか。

○説明員(大橋八郎君) 決して人ごとは考へておりませんので、事柄が重大であることは万々承知いたしております。

○岩間正男君 それじゃ、これを調べてほしいですね。これはわかりません。きょうは法務省関係は来ておりませんから、この真相については私はもう少し申し立ての趣意だけでも明らかにしたいと思つたけれども、きょうはやめますけれども、この中で非常に大きな問題になつてゐるのは、当人の利益が侵害されたといふことも一つの大きな

問題、それから書記長といつても、宮本書記長は単に一人じゃなく、日本共産党の政略の最も中心にいて総括的な責任を持つてゐる立場の人です。したがって、これに対して今度やられた盗聴器事件というものは、全党に対する問題、政治活動の自由に対する侵害だ。さらに、憲法二十一条の侵害だ。こういう点については十分にこの問題を明らかにするための証拠保全をすべきだ。

それからもう一つ、公社としてぜひこれは検討してほしいと思うのですが、この中で問題なのは、一体公社の責任というのはどうなるのか。公社自身は、通信の秘密を保持するという憲法に規定されたところの非常に大きな任務を負つておるわけですから、国民の通信の便をあくまで保つていく、このためにサービスをする公社としてのそういう任務もありましよう。国民に負つてゐる大きな義務がある。これだから公社なんです。公社としての資格において、はたして一体今度の問題について責任を果たしておるかどうかが、ことに契約者との話し合い、契約者とのちゃんと協定が、これも口頭です。あなたたち口頭でこの前告発しているのだから、ましてやこれは契約者との信義のある立場ですから、口頭というところは非常に大きな意味を持つと思ふ。そういう口頭というものは全くじゅうりんされておる、こういう点がその中で非常に大きな問題になつておる。それで、実際被害を受けてゐるのはだれかという問題です。私はお聞きしますけれども、公社としてこのような被害を与えたということについての責任感というものはどういふふうに持つておられるか。これが一つ。

もう一つ、公社として、公的な意味で、通信の秘密というものの保持を侵犯されてゐる、こういう事態について、どういふ一体考えを持つておられるか。この点はあなたの方の態度として、また、この問題を処理する今後の基本的な態度として、非常に重大な問題であり、いふ言へば、日本電電公社の持つてゐる性格そのものを明らかにする、この点は非常に大きな問題だといふふうに考

える。私はその点を問題にしているから、その点について総裁の決意を伺つておきたい。

○説明員(大橋八郎君) いままでたびたび申し上げておりますとおり、現在の状態では、電話線に異物が挿入されて通信の作用を妨害したというところだけははっきりしている。しかしながら、その異物なるものが、いま警察のほうでお調べになつておるのをごさいます。その結果、はたして盗聴するといふ目的でやつたものか何かといふことは、まだはっきりいたしておらぬ現状でございませう。その問題が警察の手ではつきりいたしません。それは第二段の問題で、現在の段階では、そこまではつきりしていないという状態でございます。その後その推移を十分注意をして、どういふ結論が出ますか、その結論のいかんによつてさらにいろいろ検討する問題が生ずるかと思ふのでございませう。

○岩間正男君 あなた、いつでもそういうふうな、全く官僚答弁に終始してゐるんです。損害を与えていないといふんですか。契約者の宮本顯治に対する損害を現実には与えていないといふんですか。その問題が明らかにならぬ前にあつたやうな問題が起り、そしてあなたたちの管理の不行き届きから実際異物をとにかく引込線に挿入される、そういう事態を見のがしたといふのは、どうなんですか、この責任はないといふんですか。その点についてあなたは一向触れたことはないわけですね。それが明らかにならなければだめだ、こういうことをしよつちう言つてゐるんだけれども。

○説明員(大橋八郎君) たびたび申し上げておりますとおり、現在の段階においては、有線電氣通信法の二十一条に該当する程度のことにはつきりしておりますが、それ以上に、さらに進んでお話しするような通信の盗聴といふようなことまではまだはつきりしていないわけでございますから、そこで、先ほどから申し上げますとおり、第二十一

条関係のことについてはむろん私もその現実の事実をよく把握しておりますし、また、これについての責任は十分われわれを感じるわけでありまして、もう少しはつきりしないと、盗聴いかにといふことの問題にはどうもまだ現在では触れ得る段階じゃないといふふうに私も考へておるわけでございます。

○岩間正男君 その事態を明らかにすることをかえつて妨害したやうなことをやつてゐるじゃないですか。あなたたちの信義というものは、そんなもので言ひ尽くせないですよ。現に異物を――それじゃ、電電公社は責任はないんですか。かりにそれが盗聴器であろうがどうだろうが、あつたことをされて、そして世上に一つの利益を侵害する、人心に不安を与える、こういう事態について、あなたは責任を感じていないんですか。

○説明員(大橋八郎君) たびたび申し上げておりますように、現在は、その責任の範囲といひますか、程度といひますか、その根拠がまだはつきりいたしませんので、いよいよ事態がはつきりした上ではほんとうの責任の問題がまたはつきりすると思ひますので、決して私も責任を回避してゐるわけではございません。

○岩間正男君 現在では責任をあなたは先にいつてると、そういうことなんですか。盗聴器であるかどうかといふことを確定することが非常に重要な本件の核心になるんです。しかし、それだけの問題でこの問題を処理されてゐるところに、形式的なやり方、ここから問題が発生してゐるように思ひます。

つきまして、共産党の方とお約束した記憶はないのでございませう。

○委員長(石井桂君) ちょっと岩間君に申し上げますが……

○岩間正男君 時間ですから、もうやめます。これで終わります。

そういうことをあなたは言つてゐるんですけれども、それは言い切れるのですか。そういう信義のないことでは話になりませんよ。あなたは別な部屋へコイルを持って行つてそしてそこで何か相談をされたといふ事態もあつたんですから、あなたの口から信義のほどは明らかにならぬと思ひます。これははつきりしておきましよう。第一に、いわゆる異物は三月四日通信研究所において両者立ち会ひのもとに性能テストを行ない内容を検査する。その次に第二の項、その間の保管は両当事者封印の上、公社側が責任をもつて預かること。それから第三、封印された異物は両当事者立ち会ひのもとでなければいけないこと。第四、この問題は重大であるので、お互いに慎重な態度で誠意をもつてこれに当たること。これだけのことをちゃんと口頭であるけれども取りきめてゐるはずですよ。そして、むろんこれは信頼できる封印までしたことです。これについてあなたたちを信じて文書にはしなかつた。文書にしないからといって、そのことをたてにとつて存じませんと、この前のあなたの答弁もそうでありましたけれども、これはなんぼでもこれについてなのがあるわけですよ。しかし、私はここでもこの実体をするという時間がなから、やめまされけれども、大橋総裁、あなたはこういう当事者にずっと聞いて、佐々木技師長の話を聞かれてそういうことはなかつた、こういうふうな認定されてゐるのか。まず第一に、そういう取りきめがあつたのかないのか、わからないのか、どういふ立場に立つておられますか。これはどうなんですか。

○説明員(大橋八郎君) そういう取りきめはないといふふうに私は報告を受けております。

○岩間正男君 だれから聞きました。

○説明員(大橋八郎君) 佐々木技師長から報告を受けております。

○岩間正男君 佐々木技師長は信頼できません。われわれは信頼できない、ここに説明員でいることはいるけれども、そして、いままでの話の中でも非常に食い違いがあります。こういうことですから、私は時間の関係からこれでやめますけれども、もつと明確にこの事実を追及します。あなたの部下なのか同僚なのかわかりませんけれども、そういうような人たちについて大橋総裁は調べないで、あくまで佐々木技師長の話だけでこの問題はおつしやるのですか。あなたは調べてみないんですか。電電公社も調べないんですか。差しつかえないんですか。

○説明員(大橋八郎君) 私は、責任がある私のほうの技師長の言でありますから、十分これを信頼いたしております。

○岩間正男君 そんなことを言っておつては……

○委員長(石井桂君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石井桂君) それでは速記を起こして。本件については、本日はこの程度にとどめます。

次回委員会は三月二十三日に開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後一時一分散会

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十二日)

一、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条後段中「確定裁判」を「禁錮以上ノ刑ニ処スル確定裁判」に改める。

第二百一十一条中「三年以下ノ禁錮」を「五年以下ノ懲役若クハ禁錮」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の刑法第四十五条の規定は、数罪中のある罪につき罰金以下の刑に処し、又は刑を免除する裁判がこの法律の施行前に確定した場合における当該数罪についても、適用する。ただし、当該数罪のすべてがこの法律の施行前に犯されたものであり、かつ、改正後の同条の規定を適用することが改正前の同条の規定を適用するよりも犯人に不利益となるときは、当該数罪については、改正前の同条の規定を適用する。

3 前項の規定は、この法律の施行前に確定した裁判の執行につき従前の例によることを妨げるものではない。

昭和四十年三月二十四日印刷

昭和四十年三月二十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局